

日 時	平成29年6月23日（金） 午後2時～4時
場 所	芦屋市立体育館・青少年センター3階 第1研修室
出席者	<p>会 長 廣木 克行 副会長 新井野 久男 委 員 堀 晃二 " 中谷 洋美 " 進藤 昌子 " 守上 三奈子 " 由本 千恵子 " 許 和子 " 入江 祝栄 " 藤井 義典 " 北野 章 " 川原 智夏</p> <p>事務局 福岡憲助教育長，大久保文昭青少年愛護センター所長，和泉健之 之主査，早戸司和主任，桑原正幸主事</p>
事務局	青少年愛護センター
会議の公開	■公開
傍聴者数	0人

1. 委員委嘱式

2. 会議次第

(1) 開会あいさつ

会 長 廣木 克行

(2) 委員紹介

(3) 議 事

①今年度の方向性について

芦屋市子ども・若者計画に係る提言について（経過報告）

ア 芦屋市子ども・若者計画の進行管理

1) 芦屋市における公園施設と運営

テーマ「公園での子どもの遊びについて」

都市建設部 公園緑地課 課長 足立 寛

2) 子育て支援と家庭・地域づくり

テーマ「幼少期の子育て支援について」

こども健康部 健康課（保健師）主査 田中 佐代子

3) 芦屋市における子育て支援と現状

テーマ「家庭への子育て支援について」

こども健康部 子ども担当 課長 廣瀬 香

イ 評価の進行管理について

毎年重点事業について，進行管理を報告する。

②意見交換

③その他

3. 提出資料

- (1) 平成29年度第1回芦屋市青少年問題協議会 次第
(子ども・若者の健全育成に向けての提言を含む)
- (2) 子ども・若者育成支援施策の総合的推進 内閣府
- (3) 「芦屋市子ども・若者計画」の冊子
- (4) 「芦屋市子ども・若者計画」の評価票
2部 縦位置1枚…28年度評価／横位置2枚…27年28年対比
- (5) 保健センターだより
- (6) 芦屋市における母子保健体制図
- (7) 子育てサポートブック 子どもわくわく子育て 冊子
- (8) 第3次芦屋市地域福祉計画《概要版》

4. 審議経過（概要）

開会

(事務局) では，議事に入らせて頂きます。ここからは，廣木会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(廣木会長) それでは早速，議事に入りたいと思います。昨年度は，3回の協議会を開催致しました。簡単に振り返りますと，7月22日が第1回目ですが，子ども・若者の健全育成に向けての提言を，この協議会から発しました。それに基づいて，不登校・ニート・ひきこもりの支援の具体化に向けて，何か工夫できることがないかどうかを話し合いました。芦屋市における不登校児童・生徒の現状をどうつかむかという点について，いろいろと議論がありました。難しい点は，芦屋市立の学校を卒業した後，市外に進学する子ども達がいるので，芦屋の子ども達の状況をつかむというのは，並大抵のことではありません。そして，それぞれの家庭で抱え込むということも少なくありません。現実的には，それに対応できる管轄部署がありませんので，どこに行けばその実態・データを得られるのかという問題があります。ひきこもり・不登校の実態を捉えるには，かなり工夫が必要であるという共通認識を持ちました。学校外の施設，家庭の状況，学校の中といった，いろんな面でヒアリングを行いながら，皆さんの意見交換をするという内容の会議でした。第2回目が11月2日でしたが，不登校になる児童・生徒を増やさないために，何かできることはないかという，さらに突っ込んだ議論を行いました。そこで，幼児期からの支援・発達支援が非常

に重要ではないかという、皆さんのご意見を反映させました。幼児期からの支援について、子ども達の育ちと遊びという内容を議論しました。その中で、公園で遊ぶ子ども達の声がうるさいという、極めてリアルな問題があり、その解決策は無いかということ話し合いました。この会議では、豊かさの中で、子どもにとっての環境的な貧しさを率直に見つめる機会を持つことができました。第3回目は平成29年1月19日に行いました。また後ほどご説明致しますが、ここでは昨年度1年かけて、各部署がそれぞれ行った個別の事業が、どこまで進んでいるのか、抜けている点は何か、といった各事業を評価するという大変な仕事が始まりました。実際にやってみると、事業の複雑さ・多岐さがある一方で、自分達の視野の狭さがあるために、評価することの難しさを自覚させられました。各事業の進行管理・検証をする仕事の第1歩を踏み出した会議でした。

今回はそれを踏まえた会議となります。平成29年度 第1回 青少年問題協議会レジュメの次第をご覧頂きますと議題が書いてあります。これについて、本日議論を致します。先ほど、大久保所長とも打合せをしましたが、少し形を変えたいと思い、最初にご提案させていただきます。まず、子ども・若者計画の経過報告についての説明を（市の事務方から）受けます。次に、子ども・若者計画の進行管理の説明を受けます。そして、（子ども・若者計画に係る事業の）評価を含めて今後どうしていくのか、という順序で議題を進めたいと思っています。そのような形で議事を進めさせて頂いて良いでしょうか？

《異議なしの声おこる》

恐れ入りますが、よろしくお願い致します。最初に、芦屋市子ども・若者計画の説明。そして、今後の進行管理に係る様々な経過も含めて、重要な所から事務局にご報告頂きたいと思えます。今回、新しく委員になられた方がおられるので、皆様に今までの流れをざっとご説明致しましたが、もう少し詳しく資料に基づいてやっていきます。まず、事務局にご説明頂き、皆さんが共通の認識に立って、議論ができるようにしたいと考えます。これから、子ども・若者計画の中身、その資料の見方、子ども・若者計画の各事業をどう進めようとしているかを事務局に説明して頂きます。事務局の説明・報告で、わかりにくかった部分についてはメモをとって頂き、後に質問の時間を設けますので、そこで議論を煮詰めたいと思えます。では、事務局の方お願いします。

（事務局） お手元に、内閣府が出しております「子ども・若者育成支援施策の総合的推進」がございます。この中で、児童虐待、イジメ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫、子ども・若者をめぐる環境の悪化があり、それと同時にニート、ひきこもり、不登校、発達障がい、精神疾患といった内容が挙げられています。子ども・若者が抱える問題は多岐にわたり、深刻化しているのが現状です。社会においては、文明・技術の発達によって携帯電話がスマホになり、SNS上の出会いを作り、大人が考えつかないような問題も起こりつつあると思

います。したがって、子ども・若者の居場所を作ることが急務だと考えております。この会の流れを簡単にご説明します。お手元の冊子「芦屋市子ども・若者計画」を作成するにあたり、子ども達への膨大なアンケートをとっております。従いまして、これを読むと、子ども達の状況・様子がわかります。この冊子は、平成26年度に4回開催した青少年問題協議会で議論し作成しております。P49の名簿には、初期の青少年問題協議会のメンバーが載っております。会長、副会長、守上委員以外のメンバーは全て変わっていますが、芦屋の子ども達のために、皆様が思われるご意見をこの会を出して頂きたいと思っております。

P3で、平成27年度から平成31年度までが本計画の期間であることを記載しております。委員の委嘱期間は平成27年9月1日から平成29年8月末日までとなっておりますが、皆様にはよろしくお願い申し上げたいと思っております。P25から、計画の具体的な内容を記しております。同じページで重点目標1「豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する」があり、P31で重点目標2「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」があり、P37で重点目標3「子ども・若者を社会全体で支えるため、寛容なまちづくりを実現する」があります。この寛容なまちづくりは、非常にむずかしいところがあります。例えば、子どもの声がうるさいので、保育所を作れないという場面です。子どもの声は、未来でもあるという気持ちを皆が持てるような、やさしさ・寛容さを持てるまちづくりができれば良いな…と思っております。この3つの重点目標には、たくさん項目がありますが、さらに絞り込みをした内容を載せているのが、P43にあります。例えば、「父親の子育てに対する積極的参加の促進」事業は、男女共同参画推進課・こども課・保育課・健康課・学校教育課の5つの課が、同じテーマとして取り組んでいます。

お配りしております「芦屋市子ども・若者計画 実施評価票」をご覧ください。ここには、(冊子P43にある重点事業についての) 取組みの評価が載っていますので、先ほどの5課が「父親の子育てに対する積極的参加の促進」事業に対して、どのようなことを実施したのかがわかります。この実施評価票の項目を(左から順番に)見ていきますと、「重点目標」、「取組みの方向」、「施策」、「個別事業」、「担当課」、「事業内容」ということになっており、(結果として)その取組みの評価も記載しています。これを委員の皆様にご覧頂き、次回の協議会でご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

青少年問題協議会のレジюмеに戻ります。P6から、「子ども・若者の健全育成に向けての提言」があります。提言内容として、(1)子ども・若者の遊び場を確保する、(2)健全な家庭づくりへの支援を進める、(3)寛容なまちづくりへの理解を求める、(4)苦情を課題として捉え地域・行政で考える場を設定する、(5)不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み込んだ工夫を求める、を挙げております。(5)については、なかなか難しい点があり、すぐに不登校・ニート・ひきこもりを解消できる訳では無いです。他市にも照会をかけたが、(ひきこもっている方に)家から出て頂き、働く場所を見つけてもらうところまで導くにはどうすべきかが難しいと言っております。

少し話は変わりますが、昨年度から、この青少年問題協議会の所管が青少年育成課から青少年愛護センターに変わりました。そして継続して廣木先生のご助言の下に、やってまいりました。第1回目を7月22日に実施しました。「子ども・若者健全育成に向けての提言」を基にした議論をしました。特に、(5)不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み込んだ工夫を求める、について取上げました。昨年、SSWとして三木先生に、学校教育課から野間主査に来て頂いて、適応教室の現状を説明して頂きました。学校現場での対応と教育機関の間の運営状況について、現状と課題を含めながら、いろんな角度から報告して頂きました。また他市と比べると、芦屋市はコンパクトです。その良さを活かしながら、幼・小・中の連携を大切にしている点についても、報告頂きました。

そして、第2回目を11月2日に実施しました。そこでは、第1回目の議論を基にして、不登校の児童・生徒を増やさないためにどうすれば良いのかについて話をし、幼児期から支援すること、早期発見し早期対応する必要性を確認しました。どの様に地域の子ども達や(困窮しているかもしれない)家庭への支援をするのか、という話を去年、子育て推進課の下條主査、緑保育所の徳永所長にして頂きました。後ほどになりますが、(健康課の)田中主査、(こども健康部の)廣瀬課長から、今日はより具体的な話をさせて頂けると思います。また前回、公園緑地課の足立課長には、子どもの居場所として、地域として有意義な公園とはどういうものなのかについて報告頂いております。こども・健康部の三井部長には、寛容なまちづくりとは、どういうものなのかについて話をさせて頂きました。

第3回目を1月19日に実施しました。ここでは、平成27年度の「子ども・若者計画実施評価票」についての会でございました。(子ども・若者計画の)進行管理についての報告及び今後の方向性について、協議致しました。またここで、足立課長から公園の使い方について伺い、話を致しました。後ほど、そこからの進捗状況について足立課長からお聞きできると思います。

本日は、(委員の皆様と)共通の理解を図り、たくさんのご意見を頂くことで、課題解決に向けて取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(廣木会長) どうもありがとうございました。初めて委員になられた方にとっては、今までの流れを把握するのは大変だったと思います。国の法令に基づいて、各自治体が支援施策を作ります。出来上がった施策のモデルがある訳ではありません。暗中模索のなか、芦屋市で策定した「子ども・若者計画」を先ほどご紹介致しました。たくさんのお仕事がある一方で、5つの提言をさせて頂いています。この5つの提言の視点から、各事業を見ていくのが私どもの仕事となります。私と事務局からのこれまでの説明を受けて、わかりにくかった点や質問されたい点はございますか？

それでは、事務局から次の報告をして頂き、意見交換をしていきたいと思
います。公園緑地課の足立課長に①芦屋市における公園施設と運営について、ご
報告頂きます。

(足立課長) 公園緑地課の足立でございます、よろしくお願いします。現在の社会情勢か
ら、公園に求められる役割が変わってきていると思います。昔は容認されてい
たことだと思いますが、最近では(公園で)子ども達の声がうるさいやボール
遊びをしていると危険だという苦情が市に入ってまいります。公園は子ども達
の遊び場であり、憩いの場であり、コミュニティの場であるので、行政として
対応を苦慮しております。

提言の内容を踏まえ、昨年度から公園の利用について検討しており、その1
つとして、子どもの遊び場を考えてきました。いきなりすべての公園でという
訳にはいきませんが、実験的にどこかの公園で子どもが思い切り遊べるように、
なんとか工夫ができないかということを前の協議会でお話しさせて頂きまし
た。PTAや自治会も協力を申し出てくださっています。

平成29年1月に無作為抽出で1,000部のアンケートを取りました。回
答率は38.8%で、高い回答率でした。その中でまず、「あなたが公園に期
待していることは何ですか？」という質問については、子どもの遊び場として
の充実という回答が突出して高く出ました。次に、「子どもの遊び場として、
公園はどのような場所であると良いと思いますか？」という質問については、
ボール遊びのできる場所、遊具で遊べる場所、広場があり走り回って遊べる場
所、自然とのふれあいを楽しみながら遊べる場所、であると良いと思う方が多
くいらっしゃるようになりました。

そして、「ある一定の大きさの公園で、ボール遊びをできるようにしても良
いと思いますか？」という質問については、良い・適切なルールが守られてい
れば良い、という回答が9割を超えていましたので、市民の皆様は公園でボー
ル遊びをしても良いという認識を持っておられるということがわかりました。

最後に、「公園でボール遊びをしても良いと思う条件について、当てはまる
ものをお答えください」という質問については、(公園内で)やわらかい・安
全なボールを使う条件なら良い、(公園内で)ボール遊びができる時間帯を設
定するなど利用時間を工夫すれば良い、(公園内で)ある程度のスペースが確
保された場所なら良い、という回答が主に返ってきました。公園でのボール
遊びは一律禁止という訳ではなく、(利用上のルールなどの)条件が守られ
ていれば良いということがわかりました。例えば、学校から帰って来る夕方は、
公園で子どもたちが思い切り遊べる時間として設定できないかと、いろんな自
治会と話しをしています。

今、打出公園でそういうことができないかと調整を進めています。それがで
きれば、他の公園にも拡げていきたいと思っています。子ども達は地域の宝な
ので、地域の方達と共に考え共同しながら、進めていきたいと思っております
ので、委員の皆様もよろしくお願い致します。

(廣木会長) ご報告，ありがとうございます。ご質問などありますでしょうか？

(中谷委員) アンケートは無作為抽出とありましたが，回答された方の年代というのは，バラバラだったのでしょうか？高齢の方もいらっしゃったのでしょうか？

(足立課長) はい，年代はバラバラで，高齢の方々も回答頂いています。

(新井野委員) 公園で子どもの声がうるさいという苦情についてですが，そう回答された方が多かった年代はどのあたりでしょうか？

(足立課長) ご高齢の方が多かったです。苦情を言う方に理解を求める一方で，子ども達にも声の大きさを少し抑えて欲しいと頼んだりしています。

(新井野委員) テレビでも放送していましたが，現在，不寛容な社会になっているそうです。かつて，寛容だった方達が不寛容になっている原因はよくわかっていないのですが，そういう方達にご理解頂けるような方法は無いのか…と思っています。アンケート結果を，芦屋市の広報に掲載することはできないのでしょうか？

(足立課長) 私たちの進むべき方向性を探るために，アンケートで確認を取ったという状況です。委員が言われる様に，不寛容な社会というテーマをNHKで取り上げていました。不寛容な意見だけをクローズアップするのではなく，全体的に出てきた意見から（不寛容な意見を）見た時，それが本当に正しいのか…ということがあります。また，行政だけで（不寛容な意見を）受けきることはできない部分がありますので，（地域と）一緒に考えていかないと，解決は難しいと思います。いろんな自治会でも話をさせて頂くと，ご賛同くださる場面が多々ありますし，この協議会でもいろんな発信がありますので，ありがたいと思っています。

(中谷委員) 公園には立て看板があると思いますが，そこにボール遊び禁止と表示されていなければ，どの年代の方がボール遊びをしても良いということでしょうか？

(足立課長) 看板にどのような表現で記載するのかというのは，非常に難しいと思っています。ボール遊びをしても良いですかと聞かれると，良いですよと答えることになります。いろんな自治体で，（公園での）ボール遊びについて明示できない状況にあります。それは，各自治体の条例で危険行為の禁止を定めているからです。バットを振る行為は危険だから，（それに付随する）ボール遊びも危険ということになる場合もあります。その意見が正しい場合もありますが，ボール遊び禁止とだけ看板に書いてしまうのは，どうなのかという点について，考えを整理していかなければなりません。ボール遊びができる時間帯を設けて，

(その時間は) 子ども達を地域の皆で見守っていくという意識を高める必要があると思います。

(中谷委員) 大人の野球チームの方が、子どもが来る前に場所取りをしている事例があります。土日の早朝6時頃から車で来て、場所取りをしています。このような場合、ボール遊びに関する看板の記載というより、社会的常識の問題だと思いません。看板にボール遊び禁止の記載が無ければ、時間帯を考慮しない場所取りなどの行為は禁止ではないのか…という問題があると思います。

(足立課長) 早朝や夜間は、そういう行為は止めて頂きたいです。迷惑行為の定義は難しいですが、常識の範囲内で公園を利用して欲しいと思っております。

(中谷委員) 人によって、常識の範囲が異なるので難しい点かと思えます。

(足立課長) 確かに、そうです。

(許委員) 民生児童委員をしていて、お母さん達から、靴が履けないお子さんがいる場合には公園を利用できないと伺います。屋内の施設で子どもを遊ばせる場所、青少年が勉強できる場所、お昼を食べた後も1日過ごせる場所など、芦屋市に子どもの成長に即した施設があれば良いな…と個人的に考えています。

(廣木会長) 靴が履けない子どもでも遊べる公園…ということでしょうか？

(許委員) 靴が履けないと公園ではなかなか過ごしにくいと、子育てしているお母さん達は思っている様です。

(廣木会長) 施設が欲しい…ということでしょうか？

(許委員) そうですね、雨の日でも遊べる屋内施設があれば良いと思います。

(廣瀬課長) 民生児童委員の方には、あい・あいる一むを始め沢山協力を頂いております。お手元に「子育てサポートブック わくわく子育て」の冊子があります。P16から、市内の子育ての場所や施設を載せております。先ほどの許委員のお話にもありましたが、いろんな年齢の方がお昼を食べた後も過ごせる施設が芦屋市にはございません。他市の施設の状況を参考に、何か工夫できないかと、いろいろと考えているところですので、もう少しお時間を頂きたいと思っております。

(廣木会長) ありがとうございます。また後ほど、(子育て支援に関して) 廣瀬課長からご報告頂けると思います。

(アンケートの) データや(課題解決への) 様々な工夫がありますが、公園の看板の記載内容など、難しい問題点もあることがよくわかりました。そして、靴を履けないお子さんのことも、新しい課題としてあるということですね。

(自治会連合会の) 堀委員は、これらの問題を自治会として、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか？

(堀 委員) 子どもが思いっきり遊べるということですが、昔は道路で遊んでいました。今は遊べる場所が限定される。私としては、アンケートの内容を詳しく見せて頂きたいと思っています。公園での苦情について、高齢の方が発信源となっていますが、どちらの性別の方がより苦情を言われるのか…、(自治会での) 私の経験では、男性より女性の方が多いい気はしています。

(廣木会長) ご意見、ありがとうございます。

(新井野委員) 堀委員のご意見は、わかります。私も自治会の仕事をしてきましたので。

(廣木会長) 皆さんの個人的な経験に基づくご意見が、(アンケートなどの) データがあれば、より客観的に議論できると思います。アンケートに回答した年代・性別の傾向は、希望すれば(公園緑地課から) 教えて頂くことはできるのでしょうか？

(足立課長) 整理が必要かと思いますが、検討してみます。

(廣木会長) 時間が来ましたので、この議題についてはここで終了致します。それでは、②子育て支援と家庭・地域づくりについて、子ども健康部健康課の田中主査からご報告頂きます。

(田中主査) 子ども健康部健康課で、子育て世代包括支援を担当しております保健師の田中です。お手元に「保健センターだより」と「芦屋市における母子保健体制図」の2つの資料があると思います。まず、「保健センターだより」の表紙をご覧ください。

子ども健康部健康課は芦屋市保健センターにあります。第2次芦屋市健康増進・食育推進計画に基づき、幼児期から高年期までの市民の健康づくりのための事業を実施しております。芦屋市における就学前の子どもへの支援は、子育て推進課で実施されている事業と母子保健事業の両輪で実施しております。母子保健事業は母子保健法に基づき、概ね6歳までのお子さんが対象となります。

次に、「芦屋市における母子保健体制図」を併せてご覧ください。中央横軸には年齢による時間軸を、左縦軸には事業の種類を配置し、各事業の関係性がわかるようになっております。この事業を詳細に記したのが、「保健センターだより」のP1「母子保健事業」です。少子高齢化によって、お母さん世代も兄弟姉妹が少ない環境や親せきの子どもと関わる機会が減少する環境で育っ

たため、子どもの育ちに対するイメージが持てないままに育児をしなければならぬ状況があります。子どもの様子としては、基本的に変化はありません。ただ、首のすわりのような体の発達は20年前と比べると、早くなっていると思います。言葉の話初めなどの精神発達は、ゆっくりになっていると感じています。

（健康課として）支援させて頂く方は、年々増加傾向にあります。その要因としては、子育て環境の変化が多く影響している様に感じております。先ほどの足立課長のお話もその一つだと思います。共働き世帯の増加で、時間的余裕を無くした保護者の増加。少子化により（子どもより）大人のルールを守ることを優先する（必要がある）様に感じるお母さん。子育てのしにくさが、以前より増して表面化してきている様に思います。子育てのしづらさが、お母さん方の不安を強めることで、お母さん方の（精神的な）不安定さにつながっています。お母さん方が不安になると、往々にして、子どもさんも不安になります。そうすると、子どもの発達にも影響してきます。お母さんが子どもを安心して育てられる環境が、現在求められています。

国は平成29年4月に母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを平成32年度までに全国展開することを規定しております。その準備として、芦屋市では子育て世代包括支援担当を配置し、子育て支援事業と母子保健事業のさらなる連携を図りながら、支援を必要とする方に（支援が）届く様に、子育て世代包括センター事業を子育て推進課と健康課が共に検討しております。母子保健事業ではその一環と致しまして、平成28年度から母子健康手帳の交付時に、妊婦さん全員に対して、保健師が面接をさせて頂き、支援が必要な方がいらっしゃるかどうか心配りをしております。また、今年度からは携帯電話などを活用して、必要な時に正しい情報を提供出来る様に、母子健康手帳アプリを導入しております。今後も子育て支援の行政施策の充実を検討するとともに、子育てのしづらさを感じない様な地域環境作りも考えてまいりたいと思っております。

（廣木会長）ありがとうございました。ご質問はありますでしょうか？

（進藤委員）先ほどのご説明で、子どもの首のすわりが少し早くなっており、また言葉（を話すようになる時期）が遅くなっているとありました。原因は何でしょうか？

（田中主査）文献等で調べてはおりますが、ハッキリした原因はまだわかっておりません。私個人の意見ですが、メールの発達によって声によるコミュニケーションが減少していると思います。電話であれば、お母さん達の声を子どもは聞くことができたと思いますが、メールの発達でそういったやり取りが減少したことも一つの原因と捉えています。

（進藤委員）生後1～2月の子どもだから、親が子どもに話をしなくても良いと思う方がいらっしゃるのかもしれませんが。私の友達がシンガポールに住んで、子どもが

います。あちらではベビーシッターを使っているそうです。4歳の子どもさんなのですが、ほとんど喋らないそうです。喋らなくても、(ベビーシッターのおかげで)家の事が済んでしまうそうです。しかし、それが不安だとも言うておりました。

(田中主査) 少子化で子どもの数が減少し、(世帯家族の中で)1人の子どもを見る大人の数は増えています。子どもがして欲しいと思ったことを話す前に、大人が先にそれをやってしまうことはあると思います。

(進藤委員) お母さんのためだけでなく、お父さんのためにも事業はされていると思いますが、とても若いご夫婦の場合、子どもの扱いが全くできないことがあります。子どもより親、特に父親への(子育てに関する)教育支援が必要だと思えます。子どもがいろんな問題を抱えるのは、親の影響が大きいと考えます。

(廣木会長) 父親への教育支援として、具体的に何をされているのでしょうか？

(田中主査) 健康課でも父親の育児参加には力を入れていきたいと考えています。私どもが使っている母子健康手帳ですが、現在、親子健康手帳としてございます。母子保健法により母子手帳として規定されているので、表面上は母子手帳としていますが、(実際には)5年ほど前から親子健康手帳を採用しております。その中では、お父さんがどのように育児参加するべきかといった情報が載っております。それと併せまして、プレ親教室事業ではご夫婦で参加できることを紹介しております。来られる方はご夫婦で参加されていますが、来られない方のための対策も今後必要だと考えております。

(廣木会長) 他にご質問がある方はいらっしゃるでしょうか？

(由本委員) 私も子育てをしていた時に、友達がいなくて、知り合いがいなくて、自分の親も近くにいないので、自分から友達を作る必要があると感じました。母親クラスのようなものがあつたので、ありがたかったです。なので、そういった事業を充実させることが良いのではないかと思います。子どもを持つ母親同士なら同じ悩みを共有できるので、心強いです。電話やメール(相談)ではなく、会って話せる場がたくさんあれば、親にとって良いと感じました。

今は、(お母さんだけでなく)お父さんが子どもを保育園に連れて行く姿も見ますので、お父さんが子どもに全然関わっていないという訳ではないと思えます。それぞれの家庭でご事情はあつても、近所の人から声かけがあれば、地域から見守られていると感じることができると思えます。私が子育てをしていた時も、「頑張っておられますね」と声をかけてくださる方がいたので、ホッとしました。何気ないチョットした声掛けでもその人にとって励みになります。

(廣木会長) 出会いの場があれば良いということですね。先ほど、検診の方に参加している親が90%を超えているが、そんな親たちも、いろいろと問題を抱えている傾向があるというお話を田中主査からして頂きました。そこに来られない方達のために、どのようなことができるのか。また次の機会に、そのことについて聞かせて頂ければと思います。ありがとうございました。

それでは、③芦屋市における子育て支援と現状について、子育て推進課の廣瀬課長からお話し頂きます。よろしくお願ひします。

(廣瀬課長) 子育て推進課の廣瀬です、よろしくお願ひ致します。お手元にある「子育てサポートブック わくわく子育て」の冊子を使って、ご説明させて頂きます。子ども健康部は、子育て推進課と健康課の2課から構成されております。ただ、子育て推進課には5名、(それぞれの業務の)担当課長がいます。私は、子どもの施策について担当しております。政策的な点では、「芦屋市 子ども・若者計画」と同じ様に、子どもに関するプランを平成27年度に策定しております。また、いじめ問題連絡協議会では、教育委員会や他の皆様にご協力頂き、協議致しております。

「子育てサポートブック わくわく子育て」の冊子をご覧ください。P11で、「児童手当」について紹介しており、0歳～中学校終了前までの子を養育されている方に対し、所得に応じて手当を支給しております。P16からは、「あい・あいる一む」を始め、「つどいのひろば」、「カンガルークラブ」などの事業を実施しております。P31で、「芦屋市ファミリー・サポート・センター」事業をさせて頂いております。P42で、ひとり親家庭の方には、先ほどの「児童手当」とは別に、「児童扶養手当」の支給やお母さんに対する様々な支援を設けております。

P44から、「障がい・発達に心配のある子どもへの支援」ということで、お手元にある「芦屋市における母子健康体制図」に記載されている「療育機関」の箇所に記載されている様な各事業があります。関係機関と共に市でも子どもさんに対して、どんな支援ができるかという点について、療育体制の見直しをしております。

P46で、「子育ての相談窓口一覧」の中に「子育てに関する相談機関」として、家庭児童相談室があります。そこで、いろいろなご相談を受けています。平成28年度、芦屋市のいろいろな関係機関を含めて、相談件数として1,734件の相談が入っており、その中で家庭児童相談員が受けた相談は、441件です。1,734件の相談内容で主なものとしては、0歳から就学前のお子さんを持つ保護者の方からは保健相談、小・中・高の年齢の子を持つ保護者の方からは不登校の相談が多いです。相談の中で、児童虐待の相談として受け付けた件数としては63件でした。虐待の種別としては、身体的虐待が27件、心理的虐待が34件程です。虐待をしているのが、実のお母さん、お父さんである場合が多いです。被虐待児童は、件数としては小学生が30件で最も多くなっておりまして、3歳から就学前、中学生がそれぞれ11件程となっております。

ます。0～3歳未満のお子さんについても、虐待としての相談件数は挙がっております。

市としては、早期発見や適切な保護を図るために、芦屋市要保護児童対策地域協議会を設けております。こちらにいる大久保所長にも副会長になって頂いており、皆さんからいろいろなご意見を頂戴しています。その中の個別の会議として位置付け、年間110件のいろいろなケースについて、去年は151回会議を開催致しました。子ども達にどのような支援ができるか、家庭児童相談員を中心にお話をさせて頂いております。

昨年、児童福祉法が改正されまして、今年4月に施行され、児童相談所の体制強化も謳われています。今まで個人情報への壁によって、なかなか情報が集まってきました。しかし、学校関係者、医療関係者の守秘義務が少し緩和されましたので、個人情報の壁が少し低くなったと思います。年々、虐待の相談件数が挙がってきておりますので、今後も早期に対応していきたいと考えております。

(廣木会長) ありがとうございます。子育て推進課からのご報告でした。どこか気になるところやここは詳しく聞きたいというところは、ありますでしょうか？

(守上委員) 虐待の相談は、どういう方から来るのでしょうか？

(廣瀬課長) 通報経路につきましては、学校・(芦屋市の地域を所管する)西宮子ども家庭センターなどのホットラインからこちらに情報が来ます。学校で子どものあざを見かけたというお話が入ってくることがあります。

(廣木会長) 去年1年間で、警察から児童相談所にされた通告が50,000件を超えたというニュースが出ていました。警察からの通告というのは、西宮からもあるのでしょうか？

(廣瀬課長) 警察へ虐待に関する相談が寄せられると、芦屋の地域を管轄する児童相談所の西宮子ども家庭センターに連絡が行きます。そして、(虐待を受けているのが)芦屋の方でしたら西宮子ども家庭センターから芦屋市役所に連絡が来ます。

(廣木会長) そういう(西宮経由で芦屋市に連絡が入る)ケースもあるということですね？

(廣瀬課長) はい、そうです。

(藤井委員) 警察としては、児童虐待については4種類の形で捉えています。心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待としてのかたちです。これらを認知しましたら、全件、児童相談所に通告しております。昨年、全国で50,000件の通告があったということです。増えたのがDV関係で、夫婦げんかを子どもが見た場合、面前DVという形で認定し(児童相談所に)通告します。緊急

性が高く、人命にかかわるような場合は、一時保護として身柄付きで通告をします。緊急性が無い場合は、後日書類通告をします。児童相談所への通告が必要無いと判断した場合も、市に連絡し、子育て推進課に情報が行くこととなります。

もしホットラインなどで緊急性がある場合や判断がつかない場合に、警察へ一報頂ければ私どもでも調査を致します。というのは、幼児などは、助けてという声を発することができません。全国でも幼児が虐待で亡くなるという悲しい事件が発生しています。そういったことを未然に防ぐため、児童福祉法が改正されました。児童相談所が臨検・捜索をできる様になりましたが、児童相談所にその経験が無い場合には、援助の申し出を私どもはしています。児童相談所と警察と市で連携して行きたいと思っておりますので、よろしく願います。

(廣木会長) ありがとうございます。芦屋というのは、子育てがしやすい地域である一方で、私達がさらに視野を広げて警察に通報する事例が無い訳では無いということをしっかり受け止める必要があります。子どもの犠牲ができるだけ少なくするためには、どうしたら良いかということが共通の課題でありますので、皆様と情報の共有をして話合いをしていきたいと思っております。恐縮ですが時間ですので、質疑の方を終わらせて頂きます。
次に、事務局の方から評価の進行管理について、ご報告をお願いします。

(事務局) 足立課長、田中主査、廣瀬課長は次の会がございまして、ここで退席させていただきます、ありがとうございます。

お手元の資料「芦屋市子ども・若者計画 実施評価票」を再度ご覧ください。(横向きに印刷された資料で)平成27年度と平成28年度を見比べることができます。資料の見方は先ほど少し説明致しましたが、左から「重点目標」、「取組みの方向」、「施策」、「個別事業」、「担当課」、「事業内容」となっています。担当課によって、(事業に対する取組みや評価などについて)27年度と28年度で内容が変わっている場合と変わっていない場合があります。

例えば、トライやる・ウィーク(事業)については、取組みの評価は27年度がA、28年度はBと変わっておりますが、(27年度より28年度の方が)より細かく丁寧な記載となっております。トライやる・ウィーク事業担当者とお話をしましたが、再度原点に戻って事業を考える必要があるかもしれないと申しておりました。(AやBといった)いろんな評価がありますが、これで本当に良いのかという点があります。

また(記載されている内容で)わからない点がございましたら、後ほど担当課にヒアリングをして、皆様にご説明したいと思っております。そして、皆さんのお手元に「第3次芦屋市地域福祉計画」の冊子がございます。(この計画において)地域の中でいろんな福祉(施策)をしている訳ですが、来年度に向けて地域の中で、子ども達への学習支援について検討していると聞いております。こちらに、精道中学校長である北野委員がいらっしゃいますが、精道中学校では

学習支援をしていただけますよね？地域の方が学校で学習支援をしてくださるという取組みについて、現状はどうでしょうか？

(北野委員) 現在、土曜日に学校を使って土曜学習が始まっております。学習支援だけでなく、育友会とは独立した精中応援隊という組織が精道中にあります。その中に、学習支援をするボランティアグループ、読み聞かせをするグループ、緑化美化活動をするグループがあります。数名のコーディネーターが（それらのグループを）取りまとめています。

学習支援で言いますと、テスト前に地域の方が何人か来てくださって、子ども達の学習を観て下さっています。テスト前に3回程、学習会を実施し、その内の1日は土曜日にしております。1回あたり40人程、子ども達が参加し、真剣に取り組んでいますので、非常に良い会だと思っております。学校の先生方も部活動や会議があつて、放課後にじっくりと子ども達の学習につき合うことが難しい場面もあります。そういう点で、地域の皆様にお力を貸して頂いておりますので、子どもたちにとっても先生方にとっても、大きな力となっております。

(事務局) ありがとうございます。地域が生活面だけでなく学習面でも、子ども達を支援するという施策を地域福祉課がしようとしております。お手元の「芦屋市子ども・若者計画 実施評価票」資料で言いますと、施策「経済的課題への支援」（の「生活困窮者自立支援推進事業」）になります。また、施策「地域で支える仕組みづくりの充実」の「要保護児童対策地域協議会（事業）」について、昨年度の協議会で廣木会長から、手立てをもう少し探ってはどうかとご助言頂きました。地域の中でも本当に困窮している家庭について、どのような対策を取っているのかについて、（担当課である子育て推進課に）ヒアリングしようと思っております。委員の皆様にも、全てを網羅して（評価票の内容を）お伝えすることは難しいですが、この評価票を基にして、もっと詳しく聞いてみたいという点がございましたら、言って頂くとありがたいです。

ここで、（子ども・若者への）施策として近隣地域の取組み状況を調査致しましたので、その状況を報告致します。ご存知かと思いますが、子ども・若者育成支援推進法という法律がございます。この法律に基づいて、近隣の自治体が子ども・若者のために、どのようなことをしているか聞いてみました。川西市や宝塚市のような積極的な自治体がありました。それは、この法律自体が子ども・若者育成支援の施策について、義務規定とせず努力義務規定としていることが理由です。特に、川西市はひきこもったり・ニートになってる方が、助けて欲しいと言って来た場合には、居場所を確保し、精神的なケアをして、就労につながる様にサポートしています。

ただ、子ども・若者育成支援推進法で、強い権限が自治体に与えられておりません。なので、家でこもってしまっている方の家に行って、（提供している）居場所に来るようにすることまではできません。先進的な自治体においても、公的機関は居場所を作り、そこに助けてほしいという意思を持って来た方をサ

ポートしようという方針です。国にとっても、ひきこもり・ニートの増加は深刻な問題です。例えば、兵庫県ならジョブカフェ兵庫、大阪府ならジョブカフェ大阪、京都府ならジョブカフェ京都で、40歳未満の方を対象に、働きたいという意思を持って来た場合に、職業訓練を提供し、仕事探しを一緒にしていくことで、ひきこもり・ニートの状態を脱することができる様にサポートしています。これは、国から各都道府県が委託を受けて行っている事業です。しかし、ジョブカフェにおいても家でひきこもっている方の家まで行って、来るように言うことはできません。それは、サポートステーションという機関が別に（国からの委託事業として）実施しています。あくまでも自治体レベルでは、居場所を提供し、そこに来た方をケアし、サポートすることまでが、現在の法律でできることです。以上が、調査の結果報告です。

委員の皆様は、それぞれの団体の代表として来られており、これからの協議会でも積極的なご発言をお願いしたいと思っております。

（廣木会長） それでは、今後の日程について事務局からお願いします。

（事務局） 次回の第2回目は8月23日（水）、場所はここで予定しております。第3回目は11月2日（木）、場所は教育委員会室。第4回目は来年2月2日（金）、場所は未定です。という訳で、今年は4回実施させていただきます。委員の委嘱期間が8月31日で終了となりますが、9月1日からまた委員になって頂ければ…と思っております。本日は、長い時間ありがとうございました。

（廣木会長） 時間が少し延長してしまいましたが、皆さんがいろんな立場からご意見を出して頂き、たくさんのことを学び知ることができました。事務局から子ども・若者計画 実施評価票の宿題をもらいましたので、今回はこのことについて、知りたいこと、要望したいことを出して頂いて、第3回目、第4回目につなげて行って、充実させて行きたいと思っております。本日はご多忙のところ、長い時間ありがとうございました。

以上